

(対大臣・副大臣・政務官)
3月11日(水)衆・法務委

人事課 作成
山尾 志桜里 議員(立国社)

想定8問 法務大臣が、検察官には勤務延長制度が適用されないという従前の解釈の存在を認識した時期はいつか、法務大臣に問う。

〔関係省庁との協議に当たり認識〕

本年1月17日から同月24日にかけて関係省庁と協議を行うに当たり、勤務延長制度の導入当時の解釈を含め、必要な説明を事務方から受け、検察官には勤務延長制度は適用されないとの従前の解釈を認識した。」

(参考1) 令和2年2月26日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

すいません、今議事録を今日にしておりますけれども、私が先ほど御答弁したのは45ページと書いてあるところでございますが、こちらについては最終的に解釈変更をした時でございまして、今ほどの御質問のところがちょっと見当たりませんが、いずれにせよ、当初から1月16日の文書が作られたときには事務方から説明を受けておりますので、当初の解釈が勤務延長は適用がなかったということは理解していたところでございます。

○ 森法務大臣

申し訳ございません。今議事録を確認できました。同じ日の議事録の46ページの方だと思いますが、勤務延長への適用についてお答えを申し上げておりまして、私は解釈の変更時期という認識で御答弁を申し上げており

ます。

○ 玉木議員

じゃ、これ撤回されるんですか。この過去の1981年昭和56年の政府見解をいつ知ったんだと聞かれたときに対して、2月19日人事院からお考えが示されたときでございますとは勘違いで答弁して、解釈変更の時だということで答えて、過去の政府見解1981年昭和56年の見解を知ったときではなくて、勘違いで答えたと。また勘違い。これ撤回されますか森大臣ここ。

○ 森法務大臣

この議事録では私は解釈変更の時期ということで答弁を申し上げております。この議事録を見ますと、ご静粛にお願いしますとあって山尾君聞こえましたか、ちょっと今聞こえなかった、1月何日ですかというふうに書いてありますが、大変騒がしい中で、その前解釈の変更の時期についてご質問があり、私がずっとそれまで御答弁を申し上げておりますので、解釈の変更の時期ということで御答弁を申し上げました。整理して申し上げますと、解釈の変更、政府としての統一見解というのは1月24日、つまり1月下旬と認識しておりますが、私が当初の政府の解釈これについて事務方から説明を受けたのは1月16日又は17日ぐらいでございます。

(参考2) 令和2年2月27日 衆・予算委員会

○ 今井議員

いや、すいません。もう少し合理的に説明してください。こここの、2月10日より前に、当時の解釈について必要な説明を受けていましたと答弁しているのが、なぜ1月24日ではなくて、1月16日だという説明になるのですか。その説明にこれはどういうふうに合理的に説明するんですか。だって、1月24も1月16日も2月10日よりは前じやないですか。だから、24じゃなく

て 16 だっていうことの立証にはなりませんよ。

○ 森法務大臣

1月16については、文書を御提出しておりますが、昨日の御答弁でも申し上げておりますとおり、当初から、1月16日の文書が作られたときには事務方から説明を受けておりますので、当初の解釈が、勤務延長は適用がなかったということは理解したところでございます、というふうに御答弁申し上げているとおりでございます。

○ 今井議員

その説明もおかしいです。1月16日のペーパーが出てきたの昨日です。これ2月19日の話なんですよ。2月19日の段階で、1月16日に知っていたってどこで答弁していますか。

○ 森法務大臣

昨日ですね、1月16日の文書が作られたときに事務方から説明をうけておりますというふうに御答弁を申し上げております。昨日文書が出てきたという御指摘でございますが、今井委員からの前回の御質問で文書があつたら提出するようにという御質問でございましたので、それに応えて私が事務方に指示をし、そしてそれにしたがって出されたものでございます。

○ 今井議員

いやいや、あのですね、大臣よく聞いてください。1月16日であるということはどこで読みますかということを大臣にお伺いしたら、当時の解釈について必要な説明を受けている、この部分ですと、今そういう説明されましたよね。でも、この部分を見て、どうして1月24ではなくて、1月16なのかなってことが、私の国語力がないんですかね、どれだけ読んでもここで1月16日だと説明しているとは理解できないんですけど。どこ見たらいいんですか一体。どこに1月16って書いてあるんですか。ひどい答弁ですよ、これ。

○ 森法務大臣

私は今御説明したとおりでございまして、1月16日の文書が作られたときに事務方から説明を受けておりますので、当初の解釈が勤務延長の適用がなかったということは理解していたところでございます。これについても2月19日の答弁と何ら矛盾するところはございません。

(参考3) 令和2年2月28日 法務大臣記者会見

○ 森法務大臣

検察官については一般法である国家公務員法の勤務延長の規定が適用されるとの法務省の解釈については、本年の1月17日から同月24日にかけて、内閣法制局等の関係省庁とも協議の上、最終的な結論を得ていたということは御説明をしているとおりですが、関係省庁との協議に当たり、その前に勤務延長制度の導入当時の解釈については、事務方から必要な説明を受けておりましたので、この協議の前に従前の解釈については承知しておりました。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成
3月11日(水) 衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

想定9問 結局、検察官に、国家公務員法の勤務延長規定が適用可能となった時期はいつか、法務大臣に問う。

〔結論ー本年1月24日から〕

御説明してきた法務省の解釈については、本年1月17日から同月24日にかけて、関係省庁とも協議の上、最終的な結論を得ていたもの。

したがって、本年1月24日と考えている。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月11日(水)衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

人事課 作成

想定10問 法務大臣は、2月10日の衆議院予算委員会で、山尾議員から、検察官には勤務延長制度が適用されないという従前の解釈の認識について問われ、「承知しておりません」と答弁しているが、この答弁からすれば、衆議院予算委員会で山尾議員から質疑を受けるまで、従前の解釈を把握していなかったのではないか、法務大臣に問う。

[質問と答弁が食い違った]

御指摘の令和2年2月10日の山尾議員に対する答弁は、その存在を当日指摘された昭和56年当時の国会議事録についての認識を質問されたものと思い、その議事録の詳細については認識していない旨を述べたものであり、検察官には勤務延長制度の適用はないとの従前の解釈を知らなかつたという趣旨で答弁したものではない。」

(参考1) 令和2年2月10日 衆・予算委員会

- 山尾議員
(前略)
大臣、この議事録、ちゃんと読まれましたか。
- 森法務大臣
その議事録の詳細は存じ上げませんけれども、人事院の解釈ではなく、検察庁法の解釈の問題であると認識しております。

今、ただいま御答弁申し上げましたとおり、議事録を読まれましたかという御質問でございますので、議事録については詳細を存じ上げておりません。

○ 山尾議員

この議事録を読んでいただかないことには、これ、検察官に、戦後初の定年延長を国家公務員法に読み込めるかという解釈を理解できないと思いますよ。だから、これをまず読んでいただいて、もう一回、御自身の人事が法的根拠を持つものなのかどうか、再確認していただきたい。

(その上で、この議事録を見ていただくと、少なくともこの当時の政府の見解は、国家公務員法の定年制度は検察官には適用されないことになっておりますと言っております。違法だと思いますよ、私は。

政府の統一見解を求めたいと思います。

○ 森法務大臣

いずれにしましても、検察庁法を所管する立場としての解釈を申し上げますけれども、検察庁法で定められる検察官の定年の退職の特例は、定年年齢と退職時期の二点であり、検察官の勤務延長については、一般法たる国家公務員法の規定が適用されるものと解しております。

○ 山尾議員

なので、森大臣は適用されると言っているけれども、この当時の政府委員は適用されないと言っているわけですね。まずこれはきっと、されないというふうに、そのときの、まさにその法案を審議していたときの適用されないという政府の答弁を森大臣は知らないとおっしゃったわけですね。

そうすると、やはりちょっと、別に何で知らなかつたんだと責めるよりは、ちょっと知っていただいて、ちゃんと確認してもらって、もう一回、自分の人事が違法だったのか、法的根拠は本当にあったのかと、ちょっとち

ちゃんと検討し直していただく必要があると思うんですけれども、いかがですか。

○ 森法務大臣

今御指摘いただいた議事録、詳細を読んでおりませんけれども、法務省としては、検察庁法を所管する立場として、ただいま申し上げましたとおり、定年年齢と退職時期の二点が特例として定められているというふうに理解をしております。

○ 山尾議員

きっちとした、議事録を読み込んで、当時の立法者意思を確認しないで私はそう理解をしていますと言っても、やはり国民には全く伝わらないわけですね。それはもう、知らないけれども私はもうそういうふうに言われたからそういう言はしかないんだというふうにしか聞こえないわけですね。

なので、もう一度、ちゃんとした統一見解を、法務大臣、閣僚の一員としておっしゃってください。

○ 森法務大臣

ただいま申し上げましたのが統一見解でございます。そして、勤務延長の趣旨からいたしましても、一般的な国家公務員についても、特別な理由がある場合には、勤務延長をするということになって、人事院規則に記載がされてあるわけでございますけれども、検察官も一般職の国家公務員でございますので、この要件に当てはまる場合には勤務延長がされるものというふうに理解されております。

○ 山尾議員

そうすると、この過去の政府見解は、これは間違いであるという趣旨ですか。

○ 森法務大臣

今御指摘いただいたことについては承知しておりますので、それがどうかというのはコメントはしませんが、

いずれにしても、今、検察庁法を所管する立場として、
検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は
定年年齢と退職時期の二点であり、検察官の勤務延長に
ついては一般法たる国家公務員法の規定が適用されるも
のと解釈しております。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月11日(水)衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

人事課 作成
議員(立国社)

想定11問 関係省庁との協議に当たり、検察官には勤務延長制度が適用されないという従前の解釈を認識していた旨の答弁は、2月10日の衆議院予算委員会での「昭和56年の国家公務員法の改正により勤務延長制度が検察官にも適用されるようになった」旨の答弁と矛盾するのではないか、法務大臣に問う。

〔結論概要—国公法と検察庁法の関係を述べたもの〕

御指摘の答弁は、昭和56年の国家公務員法の改正により、検察官に勤務延長制度の適用があるとする現在の解釈をとり得る国家公務員法と検察庁法の関係になったという理解を述べたもの。

〔結論詳細—国公法と検察庁法の関係を述べたもの〕

御指摘の答弁において、私が申し上げたかったのは、要するに、次のとおりである。

すなわち、昭和56年の国家公務員法の改正により、勤務延長制度が導入され、確かに、当時は、検察官に勤務延長制度の適用はないと解されていた。

もっとも、その改正により、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点に限られることとなり、



○ それによって、検察官に勤務延長制度の適用があるとする現在の解釈をとり得る国家公務員法と検察庁法の関係になったものである。

2月10日の衆議院予算委員会での「国家公務員法の改正により勤務延長制度が導入されたときに同制度が検察官にも適用されるようになった」旨の私の答弁は、そのような理解を述べたもの。」

(参考) 令和2年2月10日 衆・予算委員会

○ 山尾委員

今の話でいくと、じゃ、昭和22年から国家公務員法に定年の制度ができるまでの間は検察官は定年の延長ができなかつたけれども、国家公務員法に定年と定年延長という定年制度が入ったときに突然検察官も定年延長できるようになった、そういう主張ですか。

○ 森法務大臣

昭和56年の国家公務員の法改正が60年に施行されておりますので、そのときに、制度が入ったときに勤務延長の制度が検察官にも適用されるようになったと理解しております。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月11日(水) 衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

人事課 作成

想定12問 法務大臣は、2月19日の衆議院予算委員会で、山尾議員から、検察官について勤務延長制度が適用外であったことを知った時期を問われ、「人事院からの回答を示された1月下旬である」旨答弁しているが、「関係省庁との協議に当たり認識していた」旨の本日の答弁は、その山尾議員への答弁と矛盾しているのではないか、法務大臣に問う。

〔質問と答弁が食い違った〕

御指摘の答弁は、それまで繰り返し質問されていた解釈変更を行った時期を質問されたものと思い、人事院からの回答が示された1月下旬である旨答弁したものである。

御指摘の答弁については、2月26日の玉木議員との質疑の際に、質問と答弁が食い違っていたことをお詫びしている。

なお、2月19日においても、御指摘の答弁の後の質疑の際、従前の解釈をいつ知ったかに関し、人事院の回答が示されたときとは答弁しておらず、「当時の解釈については必要な説明を受けて認識をしておりました。」と答弁しているところである。」

(参考1) 令和2年2月19日 衆・予算委員会

○ 山尾議員

もう一つ、人事の時点で解釈変更なんてなされていないんじやないですかという話を聞きます。

森大臣、最終的に安倍内閣として解釈変更をしたのはいつですか。

○ 森法務大臣

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討、これは昨年からずっとしておりますけれども、その一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討してきました。

(検察庁法を所管する法務省としては、検察庁法が定める定年の特例が何かという点…（山尾委員「答え、質問と違うんだ」と呼ぶ）どこでという時期の御質問でございました。

そこで、その時期が、昨年来、国家公務員法の改正の…（「違う、違う。ごめんなさいね。最終的に安倍内閣として解釈変更したのはいつですか」と呼ぶ）

○ 森法務大臣

そして、その後、この解釈をとることによって、内閣法制局や人事院とも協議を行って、異論がない旨の回答を得たその後でございますから、一月末、下旬であるというふうに認識しております。

○ 山尾議員

なぜ一月何日というふうに特定できないのか、理由を教えてください。

○ 森法務大臣

閣議の請議を行ったのが一月二十九日でございますので、そこが、請議という意味では日程となります。

○ 山尾議員

結局、後から解釈変更したということにしているから、自分がやった請議は一月二十九日だったな、だったらそのときに解釈変更も、政権として終わったことにしてお

かなきやいけないよね、こういう思考の過程が全部見えるわけですよね。

一月二十九日でいいんですか。

○ 森法務大臣

今ほど御推測のような御質問をいただきましたけれども、解釈については、従前から答弁で申し上げているとおり、内閣法制局と人事院と協議を行って、異論がない旨の回答を得たその後でございますから、一月下旬であるというふうに申し上げております。

○ 山尾議員

何日ですか。

○ 森法務大臣

内閣法制局との協議が一月十七日から二十一日にかけて、人事院との間の協議が一月二十二日から同月二十四日にかけてでございますので、その後でございます。

○ 山尾議員

何日ですか。

○ 森法務大臣

解釈の変更の時期というお尋ねでございますけれども、法務省としてはもともとこのようない解釈をし、それを法制局と人事院に協議をお願いしておりますので、内閣として全て協議が調ったということであれば、法制局が二十一日で人事院が二十四日でございますので、人事院から二十四日に異論はない旨回答を得たときというふうに存じます。

○ 山尾議員

一月二十四日ということでしたね。

大臣に聞きます。

国公法改正当時の政府見解は検察官については適用外だということを知ったのはいつですか。

大臣が、昔は適用外だったということを知ったのは、いつですか。

- 森法務大臣

私は、勤務延長への適用については、山尾委員から、前回の質問のときに議事録も掲示をしていただきましたが、その中のパッケージというふうに言われた中で検察官に適用のある条文もございますので、そういう意味では、理論的には、当初より、勤務延長をすることができるというふうに理解をしておりましたが、人事院の見解が、当初は、勤務延長にも適用がなかったということですざいますので、人事院からお示しされたときに、人事院の考え方として承知をいたしました。

- 山尾議員

質問に答えてくださいね。

昔は適用外というふうに理解してたんだ、それが見解だったんだということを知ったのはいつですか。

- 森法務大臣

人事院からお考えが示されたときでございますので、先ほど御答弁を申し上げましたけれども、一月の下旬でございます。

- 棚橋委員長

御静肅にお願いします。

聞こえないじゃないですか。

山尾委員、聞こえましたか。

- 山尾議員

ちょっと今聞こえなかった。

一月何日ですか。

- 棚橋委員長

では、もう一度大臣に答弁させますが、質問者に聞こえなくなりますから、どうか、皆様、御静肅に。

- 森法務大臣

済みません。

一月の下旬でございます。

- 山尾議員

御自身が二月十日の時点で知らなかつたでしよう、昔の答弁を。

そして、昔の答弁を知らなかつただけじゃなくて、過去の政府見解を知らなかつたでしよう。

森大臣、知つてたんですか、過去の政府見解。

今もなお言ひますか、二月十日の時点で、山尾さんから言われるより前に私は知つてましたと。

答弁じやないですよ。

過去に適用外だと政府は解釈していたという事実を、
知らなかつたでしょ。

(○ 森法務大臣

山尾委員にお答えをいたします。

山尾委員の御質問はどんな厳しい御質問でも真摯に答弁してまいりましたが、先ほどの、森大臣のうそにつき合わせてという決めつけについては、御質問ではございませんので、この場で違うということを申し上げさせていただきたいと思います。

その上で、山尾委員の今の御質問でございましたが、
当時の解釈については、必要な説明を受けて認識をして
おりました。

ただ、山尾委員の御質問は、議事録についての質問でございまして、先ほどから申し上げていますとおり、二つの議事録を照らし合わせて、パッケージであるというふうな御指摘でございましたが、これはパッケージでないことは、先ほどの改正の第四点が、当初から検察官に適用があることからもおわかりであると思います。

(参考2) 令和2年2月26日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

すいません、今議事録を今目にしておりますけれども、私が先ほど御答弁したのは45ページと書いてあるところでございますが、こちらについては最終的に解釈変更

をした時でございまして、今ほどの御質問のところが今
ちょっと見当たりませんが、いずれにせよ、当初から1月16日の文書が作られたときには事務方から説明を受け
ておりますので、当初の解釈が勤務延長は適用がなか
ったということは理解していたところでございます。

○ 森法務大臣

申し訳ございません。今議事録を確認できました。同じ日の議事録の46ページの方だと思いますが、勤務延長への適用についてお答えを申し上げておりまして、私は解釈の変更時期という認識で御答弁を申し上げており
ます。

○ 玉木議員

じゃ、これ撤回されるんですか。この過去の1981年昭和56年の政府見解をいつ知ったんだと聞かれたときに対して、2月19日人事院からお考えが示されたときでございますとは勘違いで答弁して、解釈変更の時だということで答えて、過去の政府見解1981年昭和56年の見解を知ったときではなくて、勘違いで答えたと。また勘違い。これ撤回されますか森大臣ここ。

○ 森法務大臣

この議事録では私は解釈変更の時期ということで答弁を申し上げております。この議事録を見ますと、ご静粛にお願いしますとあって山尾君聞こえましたか、ちょっと今聞こえなかった、1月何日ですかというふうに書いてありますが、大変騒がしい中で、その前解釈の変更の時期についてご質問があり、私がずっとそれまで御答弁を申し上げておりますので、解釈の変更の時期ということで御答弁を申し上げました。整理して申し上げますと、解釈の変更、政府としての統一見解というのは1月24日、つまり1月下旬と認識しておりますが、私が当初の政府の解釈これについて事務方から説明を受けたのは1月16日又は17日ぐらいでございます。

○ 玉木議員

ということは今のその、いいですか、解釈変更が行われたのは1月24日という質問があつてその後2回聞いている過去の政府見解について知った時期について答えた2つの答えは両方とも撤回するということでいいですか、明確に答えてください。

○ 森法務大臣

同じ日の議事録でございますけれども、ページ数はあれかもしれません、私の持っているのには51ページになっているんですが、そこに書いて、私が答弁しておりますが、山尾委員の今のご質問でございますが、当時の解釈については必要な説明を受けて、認識をしておりましたというふうに御答弁を申し上げております。先ほどの部分が騒がしい中でしっかりと聞こえなかつた中で確認をせずに御答弁をしたことについてはお詫びを申し上げますが、もう一度きちんと整理をさせていただきますと、1月16日にですね事務方、法務省の中の事務方が文書を作った。そしてその文書も出してあります。それについては証明ができるものを提出するということをお約束させております。ですから、後付けではないということをはっきりと申し上げさせていただきたいと思います。

○ 玉木議員

お詫びをされたんですね、間違った答弁をされたということはお詫びをされたんですが、議事録から削除する必要があると思いますので、これ撤回されますね。

○ 森法務大臣

答弁がご質問と食い違っていたことについてはお詫びを申し上げますけれども、同じ日の同じ答弁の中でしっかりと同じ質問に答えておりますのでそれを認識していただければというふうに思います。

○ 玉木議員

撤回しないこのままということでこれから議論を進めていいわけですね、撤回されないということですね逆に言うと。

- 森法務大臣

今ほど申し上げましたとおりご質問に対して答弁が食い違つておりましたことをお詫びを申し上げますが、同じ日の同じ質問の中にしっかりと御答弁申し上げてありますのでそのことを申し上げさせていただきます。

- 玉木議員

いやだからどちらですか、撤回するのかしないのか。

- 森法務大臣

今ほど申し上げましたとおりご質問に対してそのとき騒がしかったために食い違つた御答弁を申し上げておりますが、同じ質問の中で同じ日にその同じ質問に対してしっかりと御答弁を差し上げておりますのでそのことを申し上げさせていただいております。

(参考3) 令和2年2月27日 衆・予算委員会

- 今井議員

いや、すいません。もう少し合理的に説明してください。ここは、2月10日より前に、当時の解釈について必要な説明を受けていましたと答弁しているのが、なぜ1月24日ではなくて、1月16日だという説明になるのですか。その説明にこれはどういうふうに合理的に説明するんですか。だって、1月24も1月16日も2月10日よりは前じゃないですか。だから、24じゃなくて16だってことの立証にはなりませんよ。

- 森法務大臣

1月16については、文書を御提出しておりますが、昨日の御答弁でも申し上げておりますとおり、当初から、1月16日の文書が作られたときには事務方から説明を受けておりますので、当初の解釈が、勤務延長は適用が

なかつたということは理解したところでございます、と
いうふうに御答弁申し上げているとおりでございます。

○ 今井議員

その説明もおかしいです。1月16日のペーパーが出てきたの昨日です。これ2月19日の話なんですよ。2月19日の段階で、1月16日に知っていたってどこで答弁していますか。

○ 森法務大臣

昨日ですね、1月16日の文書が作られたときに事務方から説明をうけておりますというふうに御答弁を申し上げております。昨日文書が出てきたという御指摘でございますが、今井委員からの前回の御質問で文書があつたら提出するようにという御質問でございましたので、それに応えて私が事務方に指示をし、そしてそれにしたがって出されたものでございます。

○ 今井議員

いやいや、あのですね、大臣よく聞いてください。1月16日であるということはどこで読みますかということを大臣にお伺いしたら、当時の解釈について必要な説明を受けている、この部分ですと、今そういう説明されましたよね。でも、この部分を見て、どうして1月24ではなくて、1月16なのかなってことが、私の国語力がないんですかね、どれだけ読んでもここで1月16日だと説明しているとは理解できないんですけど。どこ見たらいいんですか一体。どこに1月16って書いてあるんですか。ひどい答弁ですよ、これ。

○ 森法務大臣

私は今御説明したとおりでございまして、1月16日の文書が作られたときに事務方から説明を受けておりますので、当初の解釈が勤務延長の適用がなかつたということは理解していたところでございます。これについても2月19日の答弁と何ら矛盾するところはございません

ん。

(参考4) 令和2年2月28日 法務大臣記者会見

○ 森法務大臣

検察官については一般法である国家公務員法の勤務延長の規定が適用されるとの法務省の解釈については、本年1月17日から同月24日にかけて、内閣法制局等の関係省庁とも協議の上、最終的な結論を得ていたということは御説明をしているとおりですが、関係省庁との協議に当たり、その前に勤務延長制度の導入当時の解釈については、事務方から必要な説明を受けておりましたので、この協議の前に従前の解釈については承知しておりました。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯[REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月11日(水) 衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

想定13問 内閣法制局や人事院とは、具体的に、
いつ、誰が、どのようにして協議を行ったのか、
法務大臣に問う。

[人事院との協議]

(政府部内の協議検討プロセスであるため、詳細
は差し控えたいが、) 人事院との協議については、
本年1月22日に、法務事務次官が、人事院事務総
長に、勤務延長制度の検察官への適用について整理
した文書を持参し、同月24日に、人事院事務総長
から、法務事務次官に、異論はない旨が記載された
回答文書が交付されたものと聞いている。

[内閣法制局との協議]

内閣法制局との協議については、本年1月17日
から同月21日にかけて、法務省刑事局が、内閣法
制局との間で協議を行い、異論はない旨の回答を得
たと聞いている。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月11日(水)衆・法務委

人事課 作成
山尾 志桜里 議員(立国社)

想定14問 法務大臣や人事院などの答弁が変遷していることからすれば、今回の解釈変更は閣議決定前に行われたものではなく、後付けなのではないか、法務大臣に問う。

[結論一後付けではない]

(今般の) 国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察庁法を所管する法務省において必要な検討を行った上で、令和2年1月17日から同月24日にかけて、関係省庁と協議を行い、異論はないとの回答を得て、解釈を改めたもの。

したがって、御指摘は当たらない。

[説明が事実であることは明らか]

御説明している協議の経過については、

- 内閣法制局長官や人事院総裁も、国会審議の場で明確に答弁

している。

また、

- 内閣法制局が作成し国会に提出した「応接録」という文書には、相談年月日として、令和2年1月17日から同月21日までと記載されている



(○ 令和2年1月22日及び同月24日の公用車の運行日誌に、事務次官が人事院に車で出向いている記録が残っている)

○ (日付はないものの,) 人事院も法務省への回答をした際の文書を国会に提出している

○ 法務省からも、令和2年1月16日時点での法務省での内部検討状況を明らかにする文書を提出している

など、裏付けとなる客観的資料も存在する。

以上からすれば、これまでの説明が事実であることは、明らかにお示しできているものと考えている。」

(参考1) 令和2年2月19日 衆・予算委員会

○ 近藤政府特別補佐人（内閣法制局長官）

今回の、検察官について、国家公務員法81条の3の勤務延長制度の適用があるかどうかということにつきましては、検察官を含む一般職の国家公務員の定年引上げに関する法案の検討の過程で御相談を受けたものでございまして、先月の半ば、17日から、その御相談を受けたて、21日までかけて協議をいたしました、御回答を申し上げたということでございます。

○ 松尾政府参考人（人事院給与局長）

法務省からは、1月22日に検察庁法の解釈が示された上でお話をございました、1月24日に異論がない旨を書面でお答えしたところでございます。

(参考2) 令和2年2月26日 衆・予算委員会

○ 一宮政府特別補佐人（人事院総裁）

一月二十二日に、当方の事務総長が、法務事務次官から、検察庁法の解釈が示された文書を受領いたしました。

人事院としては、それまで、検察官については、国家公務員法の定年制は検察庁法により適用除外されていると認識しておりましたので、私とほかの二人の人事官、事務総局が一堂に会しまして、検討を行いました。

その結果、国家公務員法と検察庁法の適用関係は、検察庁法に定められている特例の解釈にかかわることであり、法務省において適切に整理されるべきものであることから、一月二十四日に、これまでの人事院の認識を付記した上で、異議を申し上げない旨の文書を作成いたしました。これを受けて、同日、当方の事務総長が法務事務次官に直接当該文書をお渡しして、人事院の考え方をお伝えいたしました。

なお、文書に日付が記載されていないということについては、今申し上げましたように、事務総長から法務事務次官に直接文書をお渡ししており、特に日付を記載する必要がなかったということから、記載をしなかつたものでございます。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線  携帯 】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月11日(水)衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

人事課 作成
議員(立国社)

想定16問 後付けの解釈変更であるにもかかわらず、事前に、内閣法制局や人事院と協議した文書として、「勤務延長制度(国公法第81条の3)の検察官への適用について」と題する文書及び「検察官の勤務延長について(200116メモ)」と題する文書を作成し、国会に提出する行為は、虚偽公文書作成罪・行使罪に該当する許されない行為ではないか、法務大臣に問う。

[適正に作成された文書である]

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、法務大臣としてお答えすることは差し控える。

御指摘の各文書は、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、関係省庁と協議を行う前の段階で作成していたものである。

具体的には、

- 「検察官の勤務延長について(200116メモ)」と題する文書は、法務省刑事局の担当者において、令和2年1月16日時点での、それまでの部内検討の結果を取りまとめて作成したもの
- 「勤務延長制度(国公法第81条の3)の検察



官への適用について」と題する文書は、「検察官の勤務延長について（200116メモ）」と題する文書の内容について法務省内で更に検討を加え、法務省刑事局の担当者において、勤務延長制度等に関する現行の検察庁法についての法務省としての解釈を同月17日時点で整理したものであり、いざれも、（後付けなどではなく、）適正に作成されたもの。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】